退

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定

基本測量の終了.....

選挙管理委員会

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞

(障害福祉課)

介護

ンター 4

セ園

四字上 の大北 一浦郡

九学東 境北

ガ町沢大

ステイ イショート ト

目二 の二の二の二

亍

"

同

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...

介護保険法による居宅サービス事業者の指定.

保高

険 険 福

告

示

目

次

告

示

青森県告示第三百九号

介護保険法

(平成九年法律第百二十三号)

第四十一条第一項本文の規定により、

次

同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、

第 二千六百七十 -四号

成 十四五

日日

(水月年

氏名 指 定足 称

課祉 人社 新会 生福 人社信和 会祉 会祉 法 団会法 法 目五の六本標別の六丁 六字上 の大北 一浦郡東 一む のつ 市 三十 境別が 林 活入特介居定 養者施 生設 生短期介護所 訪問

青森県告示第三百十号

(監

理

課

: : :

三. =_

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 同法第百十五条の十第一 次

平成二十五年四月三日

青森県知

事

 \equiv

村

申

吾

証

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の

部

事

務

局

:

 \equiv

公

示 送

達

(監

理

課

:

三

収用委員会

人社信会和福 氏名 事指 称 定 又 介 会祉 名は 護 団会法 法 業 業 防 目五の六 本橋馬喰町一丁 東京都中央区日 む 所在地又は住所主たる事務所の の市三十二 サ 1 ビ 林 者ス 生短介 活期護 介入 護所防 活入特介 介居定護 護者施予 生設防 の種類 ストラ ステンタ インショート ト まアバー 有 カハア バーム料 リカア ボクロー かいとし かいた 名 行介 護 予 う防 称 サ 日一三の三三八戸市江陽二三 目二 の二 丁 事丨 所 ビ _業ス 業事 在 業 地 所を 華玉 11 年指 月 日定 ・一代成

平成二十五年四月三日

青森県知 事 Ξ 村 申 吾

会祉法	又 名は	居りませ	
目五の六 本橋馬喰町一丁 東京都中央区日	所在地又は住所主たる事務所の	サービス事業者	
活入特 介居定 護者施 生設	類ビ居 スのサー 種		
まアバー 有 わハー ズー カア マンロー ひピーホ	名称	事宅サービ	
目一三の三三 の三三丁	所 在 地	業 業を行う	
臺平 •成 □	是平 年 成 月 日		

テ黎 | 明

シ郷ョリ

ンバ病院リ

三平

ゥ 碇ヶ 名

称

所

在

名

称

所主たる事 変

が務所の

名

称

所

在

地

年指 月 日定

種所障 類支害 援児 の通

事障

: 害児通所支援事業を行う

指定障害児通所支援事業者

人清養会!

法

字野脇四六の六青森市大字泉野

ビデ放 スイ課 サー 手

ヤセイ人社 キンサ清会 タービ会社 ケスデ法

<u> </u>

・成

青森県告示第三百十一号 人新生会社 法 六の一字大郡東北町大 上北郡東北町大 訪問 問 所 護 防 ンター と北療護園

四の一九 字大浦東北町大

11

指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、 六十九条第三号の規定により公示する。 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十五条の規定により、

平成二十五年四月三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

関湯向川 地 添 療整形外科に関する医 担当する医療の種類 平 年指 月定辞 日退 成 薨 ≕ 元

-成二十五年四月三日

より、

青森県知事 Ξ 村 申

吾

の二十四第一号の規定により公示する。 青森県告示第三百十二号 児童福祉法 次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定に 同法第二十一条の五

人豊寿会 社会福祉法	活動法人夢	活動法人夢	活動法人夢 動主	ッんぐり ジリビレ と と	人ぶさん会	セ 大 サポー エ ト エ ト	さき 計 き 対 大 大 花 れ 、 花 れ 、 花 れ 、 れ 、 れ 、 れ れ 、 、 れ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	人抱民舎 社会福祉法	サポート アケア	青森県	な 人 え 会 福 社 法
分枝二七の一八戸市大字妙字	一七九四 前東一丁目九の 三戸郡階上町蒼	一七九四 前東一丁目九の 三戸郡階上町蒼	一七九四 前東一丁目九の 三戸郡階上町蒼	花生二四の一八戸市大字妙字	目一八の二三八戸市根城九丁	七の一町字鴨ヶ池一一八戸市大字尻内	丁目一の二四八戸市小中野五	三字安田七三五の 引前市大字高屋	目一五の七	目一の一	の一 樽沢字上野七四 青森市浪岡大字
ビデ放 スイサ ー 等	ビデ放 スイサー 十等	支児 援童 発 達	ビデ放 スサー サー等	ビデ放 ス サ サ ー 等	ビデ放 スイサー 十等	ビデオ 大 大 サー 等	ビデ放 スサー サー等	ビデ放 スサー サー等	ビデ放 ス サ サ ー 等	援童医 発療 達型 支児	ビデ放 ス サ サ ー 等
妙ヤイニー	Bバンビーニ	ネオナート	バンビーニ	ジリリー児 ジリング ジリング ジング ジング ジング ファイサ	柿の木苑	ハター サポー みら	かえで スセンター ビ	キクワラブ・キド	ビス青森西 ビリーブ児	ー 療育センタ まなす医療	トい事イ放 の業 里所 ミ み こ う こ う こ う こ デ デ デ デ デ デ デ デ デ デ デ デ デ
分枝三〇の一八戸市大字妙字	三二〇七 前東一丁目九の 三戸郡階上町蒼	三二〇七 前東一丁目九の の 三戸郡階上町蒼	一七九四 前東一丁目九の 三戸郡階上町蒼	花生二四の一	目一八の二三八戸市根城九丁	大戸市大字田面 のの	丁目九の一五八戸市小中野五	三字安田七三五の 引前市大字高屋	イツ貸店舗 一階 ーシーサイドハー三の ま森市大字油川	七二九塚一七の八戸市大字大久	の一 樽沢字上野七四 手森市浪岡大字
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	11

青森県告示第三百十三号

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、 測量法

平成二十五年四月三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

作業種類

基本測量 (基準点測量)

作業期間

作業地域

五所川原市

平成二十四年八月十三日から平成二十五年三月十五日まで

選 挙 管 理 委 員 会

平山幸司後援会

鱼

出口

井門

1,000,000

五所川原市

に訂正する。

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。 平成二十四年十一月三十日青森県選挙管理委員会告示第六十九号 (政治資金規正法

平成二十五年四月三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光

顯

政治団体の収支報告書の要旨の平成23年分③その他の政治団体のア統括表の平山幸

司後援会の項中

200,000	800,446	2,957,999	3,758,445	
200,000	1,000,446	2,957,999	3,958,445	

_	中				
平山幸司後援会	政治団体の収支報	446	800,000	800,000	800,000
鱼	告書の	_		を	
平山 幸司	要旨の平成23		1,000,000	1,000,000	1,000,000
800,000	年分③その他	446	000	ا ا ₀₀₀	000
800,000 五所川原市	の政治団体の				
を	政治団体の収支報告書の要旨の平成23年分③その他の政治団体の冗寄附の内訳の表				

収 用 委 員

公 示 送 達

定により公示送達を行う。 第四条第二項の規定によることができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規 書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) 第六十六条第三項の規定により裁決 (昭和二十六年政令第三百四十二号)

平成二十五年四月三日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

送達すべき裁決書の名称

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 兀 Ξ その交付を受けることができます。 その他 送達すべき書類の保管場所 住所 氏名 送達を受けるべき者 平成二十五年三月二十五日付け裁決書 (青収委第九十五 平成二十五年三月二十五日付け裁決書 (青収委第九十五 二号) 一の裁決書は、 住所不明 相内勝政 青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元一六三番地 青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでも ただし、住民票の住所 号)

一の裁決書は、平成二十五年四月十七日をもって送達があったものとみなされま

す。